

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～

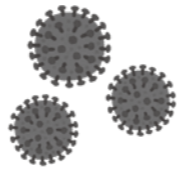
問合せ 健康支援課 ☎ (34) 1188

【町長メッセージ】

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染経路が明らかではない事例が報告されております。本町ではこれまでも関係機関と連携しながら、対応を図ってまいりましたが、政府の基本方針を踏まえて町民の皆様の生命、健康を守るため、感染拡大の防止に向けて取り組んでまいります。小中学校などの臨時休業やイベント等の中止、公共施設の一部利用制限などでご不便、ご迷惑をお掛けし断腸の思いですが、感染の拡大を防止することが重要であり、ご理解・ご協力をお願いいたします。町民の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗いや咳エチケット、人混みを避けるなど個人ができる対策をお願いいたします。

令和2年3月12日 杉戸町長 古谷松雄

新型コロナウイルス感染症とは、**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に、**ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。



◆どんなふう to 感染するの？

- ①感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ②ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

◆日常生活で気を付けることは？

- ①石けんなどによる手洗いやアルコール消毒液などによる手指消毒
- ②正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

◆風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

発熱など風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

◎咳エチケット

咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュで口と鼻を覆いましょう。使用したティッシュは、すぐにゴミ箱に入れ、手洗いを行いましょう。



【相談窓口について】

■埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

一般的な相談のほか、感染が疑われる場合には専門外来につなぐ帰国者・接触者相談センターをご紹介します。など新型コロナウイルス感染症に関するご相談に一元的に対応します。

☎0570-783-770 受付時間 24時間（土・日・祝日も実施）

※聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方は、FAXをご利用ください。（FAXによるご相談の場合、回答までにお時間をいただく場合があります）

埼玉県保健医療部保健医療政策課 FAX 048 (830) 4808・幸手保健所 FAX 0480 (43) 5158

■新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談窓口

以下の症状がある場合には、電話で相談しましょう。
①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

幸手保健所（最寄りの保健所） ☎ (42) 1101 受付時間 8時30分～17時15分（平日）

■厚生労働省 電話相談窓口

☎0120-565653 受付時間 9時～21時（土・日・祝日も実施）

公的年金を受給している
65歳以上の方へ

個人住民税の

公的年金からの特別徴収制度

（年金特別徴収制度）

のお知らせ

問合せ 税務課 町民税担当 内線 242・243・436

対象者は自動的に 適応されます

「年金特別徴収制度」とは、※公的年金を受給している方の納税の利便性の向上や、市区町村における徴収の効率化を図るために、公的年金を支給する際に、個人住民税（町民税・県民税）を差し引いて行う徴収制度のことです。
下記の対象となる方は、自動的に適用されますので、お手続きは必要ありません。

※障害年金や遺族年金等の非課税の公的年金は対象外。
■特別徴収の対象税額
前年中の公的年金所得に係る個人住民税の所得割額および均等割額が対象となります。

- 対象者（すべてに該当する方）
個人住民税の納税義務者
前年中に公的年金等を受給している方
令和2年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方

- 次に該当する方は対象外
年金収入のみの方（65歳以上）で公的年金所得だけでは非課税となる方（例えば単身の方は年金収入額148万円以下、配偶者を扶養にしている方は年金収入額192万8千円以下の方）
公的年金から差し引く住民税額が老齢基礎年金額を超える方
介護保険料の特別徴収の対象となっていない方
配当割除額または株式等譲渡所得割除額が均等割額以上ある方

■仮徴収と本徴収

令和元年度における年金からの特別徴収は、令和2年2月分まで行いました。その後、年金特別徴収額の6分の1の額を1回分として4・6・8月分の徴収額とする「仮徴収」が行われています。

ただし、この金額は仮に設定されていますので、令和2年度の住民税額が決定する6月に調整を行い、10月より「本徴収」を実施します。

なお、税額の計算結果によっては年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更して納付書で納めていただく場合や、仮徴収税額の一部または全部をお返しする場合があります。計算結果は、6月上旬に発送する「町民税・県民税納税通知書」に記載しますので、ご確認ください。

令和2年度分の住民税

4月 6月 8月	仮徴収	令和元年度の税額の6分の1の金額が各月で徴収されます。
10月 12月 2月	本徴収	決定した年税額からすでに収めた仮徴収税額を引いた残りの額が、3回に分けて各月で徴収されます。

■納税通知書記載内容

- 納税通知書の記載内容は、次のとおりです。
- 令和2年度特別徴収税額（仮徴収分4・6・8月分と本徴収分10・12・2月分）
- 令和3年度仮徴収税額（翌年4・6・8月分）
- 普通徴収税額（公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額）
- 給与から特別徴収される税額